

一頁第八四一號

一復歸係復員官署一般及
地方世話部、各都道府縣

現任地市町村及上陸地支局での未歸還職の返任に就いて通牒

昭和二十二年二月五日

復員係總務官房長

22.2.6
432
昭務課

0911

各復員遊落局同支部及各地方世話部に於て昭和二十一年一復省令第七
號に依る未歸還職を次の様に調査する如く指導され
一各地方世話部は一復省令第七號第三條の第一項の留守担当者中本
地市町村長に未歸還職を提出した者も要すれば再度、現任地の市
町村長に届出を行はしむる等、其の手續を簡便にすること
二滿洲・樺太・朝鮮其の在外地に居住して居つた留守担当者で従軍者
に先つて歸還した時は上陸地支局に於て未歸還職を提出せしむると
共に居住地の市町村長に未歸還有る旨を届け出づる様に指導す
る
上陸地支局に提出せられた未歸還職は本籍地地方世話部長に送付す

る

0912

別紙

會報

昭和二十二年二月四日

一 自由支拂額増額に伴ひ預貯金の引出しについて一月二十四日大藏省令第五號に依り一月分俸給給料から自由支拂額「五百圓」から「七百圓」に増額されたので左記により第一封鎖預金より現金引出しが出来るので希望者は所屬部課の請求及受領代人を通じ手續をとられたい

左記

- 一 一月分俸給給料の封鎖支拂額が貳百圓以上の者は貳百圓迄
 - 貳 百圓未満の者は封鎖支拂を受けし額迄
 - 二 引出しを希望する者は然齋官署より一月分の給與明細書を受領し預貯金通帳(本人又は本人の所屬する世帯主又は世帯員名義のものに限る)に金融通帳を添へ銀行又は郵便局に呈示し現金を引出すこと
 - (註) 近く一月分給與が若干増額され追給と認められれば豫定であるが右に依り貳百圓引出しを終った者は追給額全額封鎖支拂とらるに付為念
 - 二 左の通り決裁されたいから承知されたい
- 復員官署一般の中には地方世話部と合さぬ、従って地方世話部にも通知するを要するものには、復員官署一般及地方世話部と指定せられたい

0913

備 考	支給額		一月分		受給者住所氏名	支拂者所在地名
	本俸	勤務手当	臨時手当	家族手当	計	控除額
支給額に當課(部)保管の給英原竹澤に照合済		誤請求及受領代人		氏名	①	差引支給額
昭和二十二年一月分給英令附細書						
東京都牛込區市ヶ谷本村町 後員局						
右の通り相違無き事を證明す						
昭和 年 月 日						

0914

別紙

會報

昭和二十二年三月四日

自由支拂額増額に伴ひ預貯金の引出しについて一月二十四日大藏省令第五
號に依り一月分俸給給料から自由支拂額五百圓に増額
されたので左記により第一封鎖預金より現金引出しが出来るので希望者は所
屬部課の請求及受領代人を通じ手續をとらるべし

左記

- 一 一月分俸給給料の封鎖支拂額が貳百圓以上の者は貳百圓迄
 - 貳 百圓未満の者は封鎖支拂を受けたる額迄
 - 三 引出しを希望する者は封鎖官署より一月分の給與明細書を受領し預
貯金通帳(本人又は本人の所屬の世帯主又は世帯員名義がしに限る)
に金融通帳を添へ銀行又は郵便局に呈示し現金を引出すこと
 - (註) 近く一月分給與が若干増額され支給と呈示し現金を引出すこと
 - 四 圓引出しを終つた者は追給額金額封鎖支拂と併に付為念
 - 五 左の通り決裁され小にから承知されたい
- 復員官署一般の中には地方世話部を含むもの、従つて地方世話部
にも通知するを要するものは、復員官署一般及地方世話部と
指定せられたい

20
38

一復第九三號

第一復員官署一級及地方世話部

年度末に於ける出納官吏の帳簿金櫃の検査について

昭和二十二年三月十一日

第一復員局文書課長

會計規則第三百二十六條第一項の規定に依る年度末に於ける出納官吏の帳簿金櫃の検査については復員連絡局長、同支部長、留守業務局長に於て所屬官吏に命じ又は當該官衙の長官、委託所轄官衙（地方世話部を含む）の検査を實施すること、を
知せられたる。

0916

一復第九七二編

第一復員官署(般及地方世話部)

昭和二十二年年度經費支出該歲入徵收票領について

昭和二十二年三月二十七日

第一復員局文書課長

昭和二十二年年度經費支出該歲入徵收票領は別紙の通り
られたいに命に依り通知する

0917